

平成25年5月2日

各 位

高松信用金庫

職員による不祥事件のご報告とお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当金庫におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする金融機関におきまして、このような不祥事件が発生させ、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、会員の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省いたしますとともに、お客様の信頼回復に向けて、職員の指導教育の徹底、法令等遵守態勢の一層の強化に全力を尽くしてまいります。

記

1. 事件の概要

平成25年4月15日、当金庫花園支店のお客様より当金庫へお問い合わせがあり、担当していた職員（事故者：前花園支店 男性代理職〈41歳〉）に事実関係を確認したところ、事故者がおお客様の口座から不正に引出しを行ったうえ、当金庫の正規手続きを経ずに他のお客様へ融通（浮貸し※）をしていることが判明しました。

現在、全容解明に向けて引き続き調査を実施しておりますが、これまでの調査で7件、約120百万円の不正融資が判明しています。今のところ、当金庫の実損は発生しない見込みとなっております。

※「浮貸し」とは、金融機関の職員がその地位を利用し、自己または当該金融機関以外の第三者の利益を図るために、金銭の貸し付け、金銭の貸借の媒介、債務保証をすることをいいます。金融機関の信用を著しく損なう行為であり、出資法により禁止されています。

2. 被害を受けられたお客様への対応

被害を受けられたお客様に対しては、直ちに訪問し事実関係をご説明した上で深くお詫びし、原状回復をさせていただきました。

なお、事故者が不正に融通をしていたお客様に対しては、当金庫の正規手続きを経て正常なお取引に回復させていただくことで基本的に合意しております。

3. 関係機関への届出

本件につきましては、法令等に基づき監督官庁への届出を行っております。

また、警察へも通報しております。

4. 関係者の処分

事件の全容説明後に事故者および関係者等に対する厳正な処分を行なうこととしております。

5. 再発防止のための措置

当金庫は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、法令等遵守態勢の確立に取り組んでまいりました。しかしながら、今回、かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、このような事件を二度と起こさないよう職員の教育を再徹底するとともに、法令等遵守態勢および内部管理態勢の一層の強化を図り、信頼回復に向け役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

高松信用金庫 業務推進部 (担当 篠原、中野)
コンプライアンス部 (担当 那須、原)
電話 087-861-1800
受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日を除く